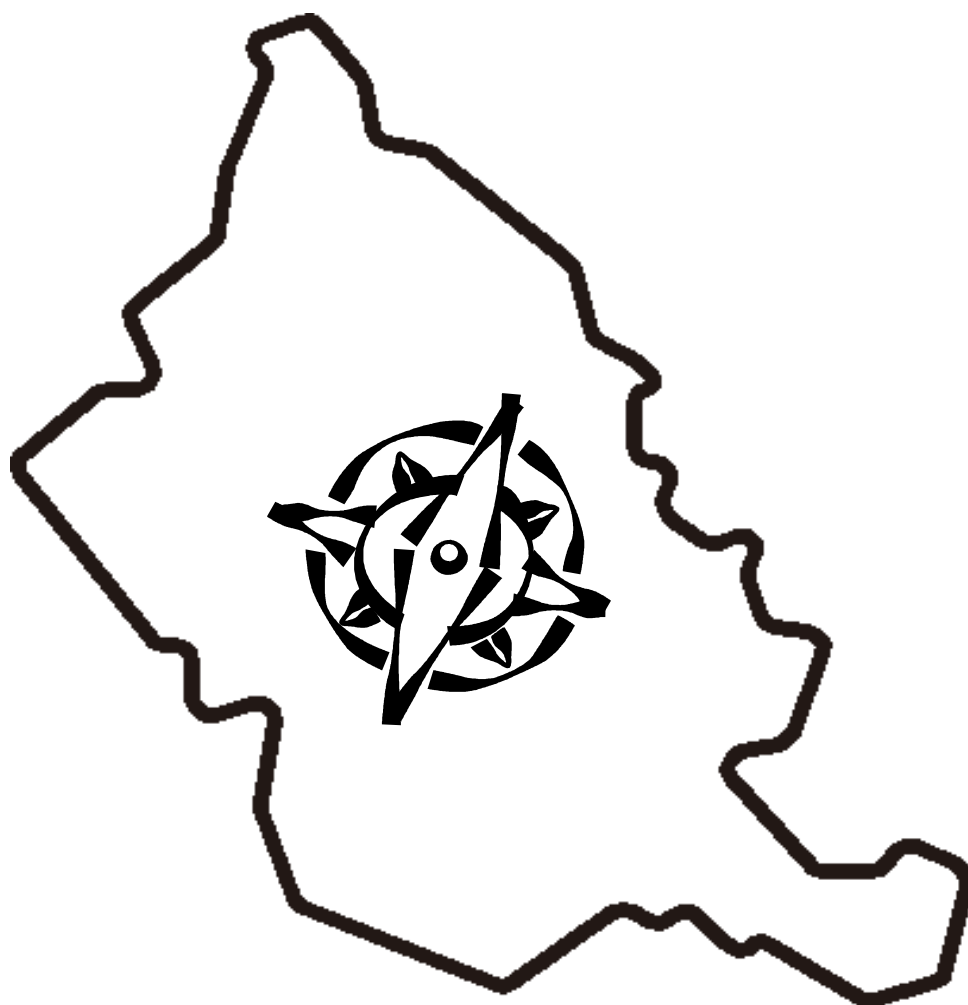


案

富里市協働のまちづくり推進計画

(改訂)



(まちづくりの羅針盤)

～ は じ め に ～

富里市では、平成22年4月に富里市協働のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。この計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、協働によるまちづくりの推進を目的とし、基本的かつ総合的な施策として策定しました。

この計画は、条例が市内に広く根づくように、以下の5項目を推進項目として掲げています。

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 環境づくり | （条例第12条関係） |
| 2 担い手づくり | （条例第13条関係） |
| 3 情報の提供・共有 | （条例第14条関係） |
| 4 市政への参画 | （条例第15条・16条・17条関係） |
| 5 市の体制 | （条例第6条関係） |

市民の皆様や市民活動団体・地縁による団体、事業者と市が、共にこの計画を着実に推進することにより、地域や市民生活に関わる多様なニーズ・課題に対応していくことを目指すものです。

前期実行計画（平成23～27年度）の進捗状況を踏まえ、社会情勢の変化や地域の課題等に対応できるよう、計画を見直しました。見直しに当たっては、市民、地域コミュニティ代表者、有識者等からなる、協働のまちづくり推進計画検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

この計画により、富里市に関わる全ての人、団体、事業者そして市がお互いを知り、共に富里市のまちづくりを考え、取組が広がることにつながると期待します。

平成28年3月 日

目 次

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成と計画期間	1
第2章 協働のまちづくり	2
第1節 協働とは	2
第2節 協働のまちづくりの主体とその役割	8
第3章 協働のまちづくりの理念と基本原則	10
第1節 協働のまちづくりの理念	10
第2節 協働のまちづくりの基本原則	11
第4章 推進計画	13
第1節 推進方針	13
第2節 推進項目	13
第3節 前期実行計画の成果	15
第4節 前期実行計画事業の評価	16
第5節 今後の課題	16
第5章 実行計画	17
第1節 環境づくり	19
第2節 担い手づくり	25
第3節 情報の提供・共有	32
第4節 市政への参画	44
第5節 市の推進体制	50
《参考》	
年次計画一覧	53
計画策定体制	54
検討経過	55

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成22年4月1日に「富里市協働のまちづくり条例」(※1)が施行されました。

この条例は、富里市が更に心豊かで愛着のある市へと発展し、次世代に引き継がれて行くという願いを実現するため、市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市が自らまちづくりに参加し、それぞれが共に考え、協力し、行動することにより住み良い豊かな地域社会を実現することを目的としています。

この「富里市協働のまちづくり推進計画」は、条例に基づき、協働によるまちづくりを着実に進めるための基本的かつ総合的な施策として策定するものです。

第2節 計画の構成と計画期間

推進計画・・・ 推進計画は、協働によるまちづくりを着実に推進していくための方針や推進項目などを定めるもので、計画期間は、富里市総合計画との整合性を図り、平成23年度から平成32年度までの10か年とします。本計画は、市民活動の状況や社会情勢の変化、協働事業の成果を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

実行計画・・・ 実行計画は、推進計画で定めた推進方針や推進項目に沿った具体的な事業を明らかにしたもので、前期実行計画は平成23年度から平成27年度まで、後期実行計画は平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とします。事業の内容については、実施状況等を毎年度評価し、必要に応じて見直すこととします。

※1 この条例は、平成21年10月1日に、市民団体の代表7名、公募による市民8名で構成される(仮称)富里市協働のまちづくり条例検討委員会から提出された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」をもとに条例案を作成し、その後、パブリックコメント手続などを経て、同年12月議会に上程し、翌年3月議会において一部修正可決され4月1日から施行したもので、市民の皆さんとの協働によってできあがりしました。

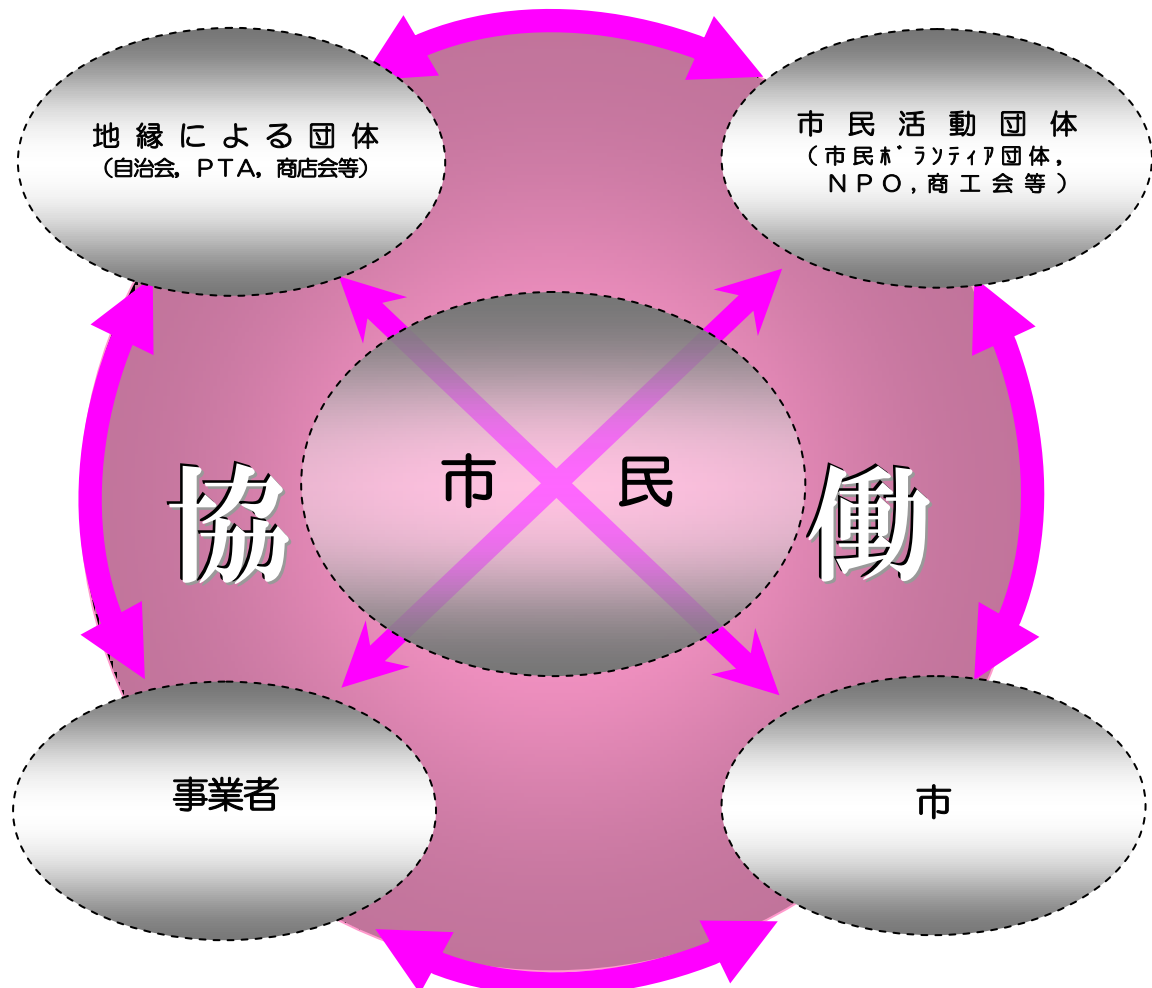
第2章 協働のまちづくり

第1節 協働とは

1 協働の定義

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者、市といった、多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を知り、尊重しながら協力し合い、共に目的を持って行動や活動することです。

協働によるまちづくりのイメージ図



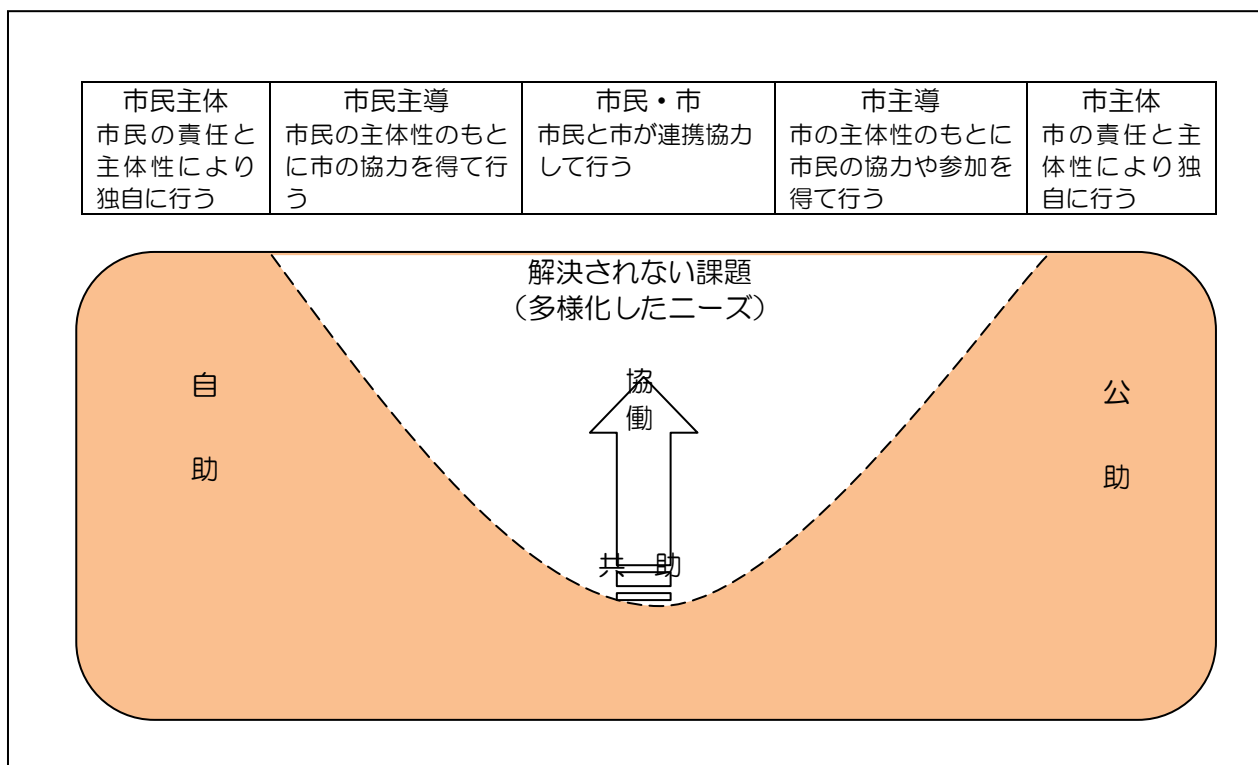
2 協働の効果

協働することにより、市民個人や市など、個別の活動では行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になり、地縁による団体や市民活動団体の活動の広がりや充実などにより、地域社会の再生にもつながります。また、事業者については地域に対する社会貢献を果たすことができます。

3 協働の領域

多様なニーズに対応し、効果的な成果を得るためには、それぞれの役割分担を的確に捉えることが必要です。パートナー(※2)に対する依存や押し付けなど負担を求め合うものであってはいけません。

協働の領域のイメージ



※2 パートナーとは、地域の課題解決に向けて共に考え、協力して行動する相手のことです。

4 市内で行われている協働の事例

協働事業については、福祉や環境、防災などの分野がよく知られていますが、このほかにも、市内では様々な取組が行われています。

「協働」という手法が適した分野や事業については、個別に検討することが必要で、広い分野で事業を効果的に実施することが可能となります。

【事例】

① 多くの人の合意形成が必要な分野や事業

多くの人が関わる構想や計画については、策定の初期から市民と行政が共に取り組むことで、自らの生活するまちづくりに直接参加し、更に愛着のある市として発展することが期待できます。

- 市の基本的な計画の策定 など



【協働のまちづくり推進計画検討委員会】

② 多くの人が参加する分野や事業

多くの人が参加し、または、体験してもらいたいイベントなどについては、多くの主体が計画段階から参加することで、創造性の豊富な事業とすることが期待できます。

- 各種祭りやイベント
- 講演会やフォーラム
- 啓発事業や展示会 など



【市民活動フェスタ】

③ 地域ごとにきめ細かく柔軟な対応が必要な分野や事業

地域の課題は、画一的な方法では解決が難しいことがあります。地縁による団体や市民活動団体などが、それぞれの持つ柔軟性を活かすことで、地域に合った方法で、迅速に対応することが期待できます。

- 子育て，高齢者，障がい者等の支援事業
- 交通安全ボランティア
- 地域防災，地域防犯 など



【地域の防犯パトロール】

④ 当事者性を発揮する分野や事業

当事者や類似の経験を持つ人が、共に問題解決に当たることで、より現場感覚が発揮され、より良い解決策を導くことが期待できます。

- 地域の環境美化や景観維持
- 公園の維持管理 など



【地域での公園管理】

⑤ 専門性が求められる分野や事業

NPOや市民活動団体が活動を通じて蓄積したノウハウを活用することで、より効果的な事業展開や新たなアイデアなどを導くことが期待できます。

- 専門的な知識や情報が必要な事業
- 蓄積したノウハウが必要な事業 など



【里山保全活動と環境学習】



コラボレーションの事例

複数のNPOや市民活動団体、市民などが、それぞれ得意とすることやノウハウを持ち寄り協力することで、お互いを補完したり、より効果的に事業を実施することが期待できます。



【公共施設の緑化対策：市民活動協働まちづくり
(ゴーヤのグリーンカーテン) 事業】
ボランティア団体×環境団体



【青少年育成：きずな富一通学合宿事業】
まちづくり協議会×地区社会福祉協議会



【地域の景観保持と環境美化：ひよしロード環境美化事業】
環境団体×自治会連絡協議会×商店会

5 協働の形態

協働によるまちづくりの形態には、様々なものがあります。協働のパートナーは、お互いの受け持つ領域や事業の内容などを総合的に勘案し、その形態については適切なものを個別に考え、協議を重ねながら事業を進めていくことが必要です。

【例示】

① 情報提供・情報交換

協働する主体がそれぞれの持つ情報を提供し合い、共有する機会を持つ形態です。

② 事業協力

協働する主体がそれぞれの特性や能力を活かし、一定期間、継続的に協力する形態です。

③ 共催・後援

協働する主体が共に主催者となって事業を行ったり、名義後援などにより支援を行ったりする形態です。

④ 補助・助成

協働主体が行う事業に対し、財政的な支援を行う形態です。

⑤ 実行委員会（協議会）

いくつかの協働する主体が実行委員会などを構成し、共に主催者として事業を行う形態です。

⑥ 委託

協働主体の特性や能力を活かすことで、事業の有効性や効率性が見込まれる事業などについて、事業の一部又は全部を委託する形態です。

第2節 協働のまちづくりの主体とその役割

1 市民

市民とは、市内に居住する人のほか、市内で働く人や学ぶ人など、富里市で活躍する全ての個人のことです。

市民は、地域社会に興味や関心を持ち、積極的にまちづくりに参加していくように努めます。



2 地縁による団体

(自治会、子ども会、シルバークラブ、PTA、商店会など)

地縁による団体とは、地域性と共通意識を基盤に地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体のことです。

地域のことは地域が一番よく分かっていますので、問題をより身近なところで解決しようとする考え方（自助・共助・公助の原則）に基づき課題を解決することが大切になってきます。

地縁による団体は、安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために、地域住民が絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に取り組みます。また、地域に密着した活動を展開するために、地域の特性を活かし、まちづくりに関わる様々な主体と連携しながら、協働によるまちづくりの推進に努めます。

3 市民活動団体

（市民ボランティア団体，民生委員児童委員協議会，保護司会，区長会，社会福祉協議会，商工会，NPOなど）

市民活動団体とは，市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体のことです。

市民活動団体は，自らの持つ専門性や先駆性等を活かし，まちづくりに貢献するように努めます。また，より多くの市民等に理解されるよう情報の提供に努め，まちづくりの様々な主体と情報交換やネットワークを広げることによって，対等なパートナーとして協働によるまちづくりの推進に努めます。

4 事業者

事業者とは，市内において営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことです。

事業者は，地域社会を構成する一員として，地域社会との調和を図りながら，様々な地域の活動や市民活動に協力や参加が期待されます。事業者が自ら社会貢献活動をすることで，まちづくりに直接参加する方法や，他の主体が実施する活動に対する助成や寄附又は物的な支援，従業員等に対し地域の活動や市民活動への参加を奨励するなど，側面的な支援を行う方法などもあります。

5 市

まちづくりに必要な情報を積極的に提供し，市民等と市が情報を共有して，協働によるまちづくりを推進します。また，社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため，市民にとって分かりやすい，効率的で機能的な組織運営を行います。

第1節 協働のまちづくりの理念

富里市の協働のまちづくりの理念については、条例に前文が設けられ、明示されています。

ここでは、条例の前文について掲載することといたします。

前文

明治22年富里村が誕生して以来、先人のたゆまぬ努力により育まれた富里が、更に心豊かで愛着のある市へと発展し、次代に引き継がれて行くことが、富里市で共に暮らし、働き、学ぶ、私たち市民の願いです。

そのためには、まず、私たち市民が、自らまちづくりに参加することが必要です。

この条例にこめられた思いを、市民と市が共有するところから協働のまちづくりは始まります。協働のまちづくりは、市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され、市民と市が互いを理解しながら目的を共有し、市民相互及び市民と市の連携・協力をもって、協働によるまちづくりを推進します。

そして、富里市で活動するすべてのものが、信頼と協力という「絆」を育み、市民の地域活動への参加を容易にし、市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、更には市の施策に参画し、市と共にまちづくりを進めます。



第2節 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりの基本原則については、条例の中で次の5つが示されています。

1 『目的意識の共有』

これから行おうとする事業や活動の目的を、関係するパートナー同士でよく理解し、常にその目的を意識し、共有しながら、各パートナーが行動することで、効率的・効果的に目的を達成することができます。

2 『対等なパートナーシップと自主性の尊重』

パートナーが対等であり、それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。例えば、市民活動団体と市との関わりの中で、市が事務局を引き受けたり補助金を交付したり支援することで、必要以上に干渉が過ぎ、対等な関係が崩れ、自発的な活動が妨げられてしまうことがあります。対等な関係を維持するため、パートナーに対し必要以上の干渉や依存をすることなく、自立して、目的達成のための活動を行っていくことが大切です。

3 『役割の理解と協力』

パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し、それぞれの持つ役割を明確にして、共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。

4 『情報の提供・共有』

関わる者が、まちづくりのパートナーとして相互に信頼し合うことが大切です。また、多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには、それぞれの主体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため、それぞれが持つ活動に関し、目的や方法など情報を提供し合い、共有することが重要です。

5 『自助・共助・公助の原則』

私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点に対し、自助・共助・公助の原則に基づき、それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は、自助（個人や家族できることは個人又は家族で解決する）、共助（自助で解決できないときは、解決できる人や、地域や団体、市が協力して行う）、公助（自助、共助でもできないことは、行政（市・県・国の順）が主体となって行う）という、問題をより身近なところで解決しようとするもので、「補完性の原理」といわれています。

第4章 推 進 計 画

第1節 推進方針

協働によるまちづくりを推進していくため、まちづくりの主体となる者は皆、協働のまちづくりの理念や基本原則を踏まえ、次の5つの推進項目に沿った取組に努めることとします。なお、推進項目などについては、社会経済情勢の変化など、見直しが必要となった際には適時見直すこととします。

第2節 推進項目

1 環境づくり

協働のまちづくりを進めるためには、活動しやすい環境を整える必要があります。環境とは、場所や財政面だけにとどまらず、団体間をつなぐネットワークの形成など多岐にわたります。

- (1) 活動支援及び中間支援機能の充実
- (2) 財政的援助及び活動資金の確保
- (3) 活動単位（ネットワーク）の拡大

2 担い手づくり

多くの団体が直面している課題として、『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」、「会員の確保が難しい」、「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」などといった声が多く聞かれます。

今後、様々な地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させるためには、「担い手づくり」が非常に重要となります。

- (1) 担い手の発掘・育成の充実
- (2) 担い手支援の充実

3 情報の提供・共有

情報の共有は、協働のパートナーを見つけ出すこと、相手との信頼関係を築くこと、目的を共有し互いの役割を知ること、お互いを補い協力・連携するこ

となどに必要な、非常に大切な要素となります。

- (1) 調査機能の充実
- (2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実
- (3) ネットワーク支援の充実

4 市政への参画

自らのまちを、愛着のあるまちへと発展させるためには、自らまちづくりに参加することが有効です。そのために、容易に市政に参画するための仕組みづくりが重要です。

- (1) 市政への参画の仕組みづくり
- (2) 協働による事業の推進

5 市の体制

社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため、市民にとって分かりやすい、効率的で機能的な組織運営を行うよう努めるとともに、協働のまちづくりは、市役所全体で取り組むべきものであるため、市職員は、協働に対する認識を深めていく必要があります。

- (1) 庁内協働推進体制の整備
- (2) 市職員の協働意識の向上

第3節 前期実行計画の成果

前期実行計画（平成23～27年度）では、29の事業を行うものとしており、計画期間中に、全ての事業について、取組がなされました。

各推進項目の主な事業の成果は、次のとおりです。

1 環境づくり

- 市民活動推進課の設置（H23）
- 市民活動支援補助金の創設（H23）
- 小学校区単位の地域づくり協議会などの検討と設置の支援（H24～）
- 市民活動サポートセンターの開設（H27）

2 担い手づくり

- 協働のまちづくり講座の開催（H23～）
- とみさと協働塾の開催（H24～）
- 市民活動保険の導入（H25～）
- 市民活動感謝状贈呈制度の創設（H27）

3 情報の提供・共有

- 地域フォーラムの開催（H23～）
- 市民活動フェスタの開催（H24～）
- 活動事例集の作成（H26）
- 協働専用情報発信ツールの検討（H27）

4 市政への参画

- まちづくりふれあいミーティングの開催（H24～）

5 市の体制

- 庁内体制「協働のまちづくり推進本部」設置（H24）



第4節 前期実行計画事業の評価

本計画を推進し、その進捗状況を市民協働で評価・点検していくことは、協働によるまちづくりを定着させていくためには欠くことのできないものです。協働のまちづくりについては、協働のまちづくり推進委員会において検証され、毎年度「協働のまちづくり推進計画の進捗状況に関する総括意見」として市へ提出されています。この総括意見は、市広報紙及びホームページに掲載し、市民の皆さんと共有できるように公表しています。

第5節 今後の課題

進捗状況などを踏まえた今後の課題として主なものは次のとおりです。

1 環境づくり

- ・市民活動サポートセンターの機能の充実のためには、まちづくりコーディネーターの人材育成が重要
- ・市民活動に対する補助を行うとともに、補助期間終了後の団体の自立に向けて市民が市民を支える仕組みの検討が必要

2 担い手づくり

- ・講座などの修了者を地域の活動に結び付ける仕組みづくりが必要
- ・市民のボランティア参加への意欲向上を図り市民活動を活性化させる仕組みの検討

3 情報の提供・共有

- ・市民と市が情報を共有するために双方向性を持つ情報媒体の活用
- ・情報を様々な形（紙媒体、メディア、インターネットなど）で発信し、より多くの市民に届くような工夫
- ・市民が集まって、まちづくりについて情報交換ができる場づくり

4 市政への参画

- ・市民に関心を持ってもらえるような市民提案機会の検討
- ・市政への参画機会の多様化

5 市の体制

- ・庁内の連携強化が必要で、職員の意識向上のための研修の充実

第5章 実行計画

後期実行計画（平成28年度から平成32年度まで）

目次

第1節 環境づくり	ページ
（1）活動支援及び中間支援機能の充実	
① 協働のまちづくりを推進する課の充実	19
② 市民活動サポートセンター機能の充実	20
③ まちづくりコーディネーターの育成及び充実	21
（2）財政的援助及び活動資金の確保	
① 市民活動支援補助金の充実	22
② 市民活動支援基金の検討	23
（3）活動単位（ネットワーク）の拡大	
① 地域づくり協議会などの地域ネットワークの促進	24

第2節 担い手づくり	ページ
（1）担い手の発掘・育成の充実	
① 市民活動サポートセンター機能の充実 【再掲】	25
② 協働のまちづくり講座の開催	26
③ 情報交換の場づくり	27
④ 協働の担い手情報の充実と活用	28
⑤ 市民活動感謝状贈呈制度の運用	29
⑥ とみさと協働塾の開催	30
（2）担い手支援の充実	
① 市民活動総合補償制度の運用	31
② （仮称）地域活動ポイントの検討	31

第3節 情報の提供・共有	ページ
(1) 調査機能の充実	
① 市民活動の実態及び意向調査	32
(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実	
① 活動事例の紹介	33
② 協働PRリーフレットの作成	34
③ とみさとふれあい講座の拡充	35
④ 市民活動団体などによる講座の検討	36
⑤ 協働専用情報発信ツールの運用	37
⑥ 市広報紙及びホームページの充実	38
⑦ とみさと市民活動フェスタの開催	39
⑧ 地域フォーラムの開催	40
(3) ネットワーク支援の充実	
① 協働の担い手情報の充実と活用 【再掲】	41
② とみさとの情報コーナーの多様化	42
③ 社会福祉協議会などとの連携	43

第4節 市政への参画	ページ
(1) 市政への参画の仕組みづくり	
① パブリックコメント制度の周知	44
② 市民提案機会の拡充	45
③ 審議会などへの公募委員による市民参画の推進	46
④ 市政への参画機会の拡充	47
(2) 協働による事業の推進	
① 協働のまちづくりモデル事業の実施	48
② 市民活動支援補金の充実 【再掲】	49

第5節 市の推進体制	ページ
(1) 庁内協働推進体制の整備	
① 協働のまちづくりを推進する課の充実 【再掲】	50
② 市政への参画機会の拡充 【再掲】	51
(2) 市職員の協働意識の向上	
① 職員研修の実施	52

(1) 活動支援及び中間支援機能の充実

第1節 環境づくり

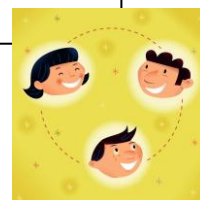
(1) 活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	① 協働のまちづくりを推進する課の充実				
現状・課題	協働のまちづくりを推進する課として平成23年度に市民活動推進課が設置されましたが、市役所組織全体として協働への取組の広がりが十分とは言えません。				
目的	市役所内で、協働によるまちづくりをあらゆる分野で総合的かつ効果的に推進する体制を整えます。				
推進内容	市民活動推進課が中心となり、富里市協働のまちづくり推進本部の機能の充実を図り、庁内における情報の共有及び連携並びに協力体制の確保などを行い、庁内協働推進員と連携して、協働によるまちづくりを円滑に進めます。				
主な関連事業	5-(2)-①職員研修の実施				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署 (※)	市民活動推進課	関係部署など (※)			
完了の目安	市民などと市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(※) 主たる部署と関係課部署などについて

本実行計画では、確実に事業を遂行するために各事業について「主たる部署」「関係部署など」を明記しています。

協働のまちづくりは、市役所全体で取り組むべきもので、掲載事業についても全ての部署に関わるものですが、本計画では、特に掲載事業について中心となって取り組む部署を「主たる部署」とし「関係部署など」は、主たる部署と密接に連携する部署や機関などを指しています。



(1) 活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	② 市民活動サポートセンター機能の充実				
現状・課題	平成28年3月にとみさと市民活動サポートセンターが開設しましたが、機能を充実させていく必要があります。				
目的	市民活動を支援し、協働によるまちづくりの拠点として、市民活動サポートセンターに求められる機能を果たします。				
推進内容	<p>平成25年3月に富里市市民活動サポートセンター検討委員会から提出された「富里市市民活動サポートセンターの機能などに関する提言書」にある、7つの支援力の機能を充実を図ります。</p> <p>【7つの支援力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応力 ・調査、情報収集力 ・情報の編集、発信力 ・コーディネート、ネットワーキング力 ・資源の掘り起こし、提供力 ・人材育成力 ・政策提言力 <p>NPOやボランティア、区・自治会などの地縁による団体、これから活動を始めたい市民や団体、事業者などが、必要な情報を得て、交流できる場として活用でき、活動の継続と拡充につながる場となるよう整備していきます。</p> <p>また、市の各部署が市民活動の情報を得て、市民と意見交換できるなど、事業のコラボレーションにつながる場となるよう、機能を充実させていきます。</p> <p>運営が条例や計画に沿って行われているかを市長の附属機関である協働のまちづくり推進委員会において検証します。</p>				
主な関連事業	1-(1)-③まちづくりコーディネーターの育成及び充実 4-(2)-①協働のまちづくりモデル事業の実施				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	③ まちづくりコーディネーターの育成及び充実				
現状・課題	地域の自治会，各種ボランティア団体，事業者などが地域貢献活動を行っていますが，様々な主体が交流する機会がありません。団体が必要とする情報の提供やアドバイスなど，市民活動をコーディネートする人材を育成していくことが必要です。				
目的	様々な活動をしている主体が情報を共有して交流することにより，更なる活動の充実や新たな発見や取組の発展につなげ，市民活動の充実を図るため，まちづくりコーディネーターを育成します。				
推進内容	次に掲げる内容を組み合わせながら，まちづくりコーディネーターを効果的に育成して充実を図っていきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有するNPO団体などの活用 ・各種研修への参加 ・地域などに出向いての情報収集など ・定期的なコーディネーター会議による情報と目的の共有 ・他の市民活動サポートセンタースタッフなどとの交流・情報の共有 コーディネーターは，協働のまちづくりを推進するための市民活動のつなぎ役であるので，地域で活動する市民や団体，事業者などと話す機会を設け，活動の主体者同士の交流が促進されるようにしていきます。				
主な関連事業	1-(1)-②市民活動サポートセンター機能の充実 2-(1)-①市民活動サポートセンター機能の充実【再掲】				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体，事業者，市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	市内において，各種団体が自立し，必要に応じてスムーズな連携が行われたときに完了とします。				
年次計画	H28 実施	H29 →	H30 →	H31 →	H32 →

(2) 財政的援助及び活動資金の確保

(2) 財政的援助及び活動資金の確保

事業名	① 市民活動支援補助金の充実				
現状・課題	市民活動を行うためには、資金の確保が課題となります。				
目的	市民や様々な主体が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。				
推進内容	市民や様々な主体が取り組む市民活動を活性化させるため、公募型の市民活動支援補助金により財政的援助を行います。公開プレゼンテーションによる審査方式とすることによる事業のPRの機会や、補助金採択事業となった場合の活動の信頼性などの効果も得られます。 市民活動支援補助金の財源として、ふるさと応援寄附金を活用し、次の視点から充実を図っていきます。 ・市民活動団体の立上げ支援 ・市内で行われる市民活動の支援 ・団体が連携（コラボレーション）して実施する市民活動の支援				
主な関連事業	1-(2)-②市民活動支援基金の検討				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体、事業者				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	市民活動団体などが自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	見直し・実施	→	→	見直し・実施

(2) 財政的援助及び活動資金の確保

事業名	② 市民活動支援基金の検討				
現状・課題	市民活動を継続していくためには資金が必要となりますが、活動資金が足りず十分な活動ができないため、活動資金の確保が課題です。				
目的	市民活動を活性化するため活動資金の確保を行います。				
推進内容	既存の、ふるさと応援寄附金の基金の活用及びPRを図るとともに、寄附などによる「市民が市民活動を支える」仕組みづくりと基金について検討します。				
主な関連事業	1-(2)-①市民活動支援補助金の充実 4-(2)-②市民活動支援補助金の充実【再掲】				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体，事業者				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など	企画課		
完了の目安	活動資金の確保ができるようになったら完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施・ 仕組み検討	→ →	→ 実施	→ →	→ →

(3) 活動単位（ネットワーク）の拡大

(3) 活動単位（ネットワーク）の拡大

事業名	① 地域づくり協議会などの地域ネットワークの促進				
現状・課題	自治会や市民活動団体などが各々で活動し、それぞれに問題や課題を抱えています。地域内の自治会や市民活動団体など、様々な主体がつながりを持ち、地域課題に取り組めるネットワークづくりが必要です。				
目的	自治会や市民活動団体が連携を取れるようにそれぞれの団体をつなぐ組織やネットワークの構築を促進します。				
推進内容	小学校区など一定の単位で、地域づくり協議会などの地域ネットワークを構築する取組について、引き続き地域づくり協議会モデル事業補助制度により促進を図ります。 また、地域づくり協議会などが主体的に取り組む事業の継続的な促進を図るため、交付金などの仕組みづくりについて検討します。				
主な関連事業	3-(2)-⑧地域フォーラムの開催				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	地域づくり協議会などが全地域で立ち上がり、円滑な活動が行われるようになったら完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施・ 仕組み検討	→ →	→ 実施	→ →	→ →

(1) 担い手の発掘・育成の充実

第2節 担い手づくり

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	① 市民活動サポートセンター機能の充実 【再掲】				
現状・課題	平成28年3月にとみさと市民活動サポートセンターが開設しましたが、機能を充実させていく必要があります。				
目的	市民活動を支援し、協働によるまちづくりの拠点として、市民活動サポートセンターに求められる機能を果たします。				
推進内容	<p>平成25年3月に富里市市民活動サポートセンター検討委員会から提出された「富里市市民活動サポートセンターの機能などに関する提言書」にある、7つの支援力の機能の充実を図ります。</p> <p>【7つの支援力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応力 ・調査、情報収集力 ・情報の編集、発信力 ・コーディネート、ネットワーキング力 ・資源の掘り起こし、提供力 ・人材育成力 ・政策提言力 <p>NPOやボランティア、区・自治会などの地縁による団体、これから活動を始めたい市民や団体、事業者などが、必要な情報を得て、交流できる場として活用でき、活動の継続と拡充につながる場となるよう整備していきます。</p> <p>また、市の各部署が市民活動の情報を得て、市民と意見交換ができるなど、事業のコラボレーションにつながる場となるよう、機能を充実させていきます。</p> <p>運営が条例や計画に沿って行われているかを市長の附属機関である協働のまちづくり推進委員会において検証します。</p>				
主な関連事業	1-(1)-③まちづくりコーディネーターの育成及び充実 4-(2)-①協働のまちづくりモデル事業の実施				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	② 協働のまちづくり講座の開催				
現状・課題	市民が地域に愛着を持つことができるとともに、市民協働の考え方を次の世代へ継承していくため、協働のまちづくりに関する講座を充実させる必要があります。				
目的	市民の郷土愛を醸成し、地域の活動へ参加する意欲を持つ人材を発掘・育成し、市民活動を促進させます。				
推進内容	次に掲げる視点から世代や分野ごとに実施又は実践型にするなど効果的な協働意識の啓発方法を検討し、社会福祉協議会や教育委員会などと連携して講座を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校生がボランティア体験できる講座 ・子どもがまちづくりの提案をする講座 ・若い世代が集い、まちづくりへの参加のきっかけとなる講座 ・働く世代が地域活動に関心を持つきっかけとなる講座 ・シニア世代が地域活動へ参加するきっかけとなる講座 ・市民活動団体向け講座 ・事業者の持つスキルをまちづくりに活かすきっかけとなる講座 学んだことを活かして地域に貢献し、生涯にわたって輝き続ける人材の養成を目的とする「創年セミナー」との連携を検討します。				
主な関連事業	3-(3)-③社会福祉協議会などとの連携				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	社会福祉協議会・教育委員会 (学校教育課・生涯学習課)		
完了の目安	次の世代に継承されたときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	③ 情報交換の場づくり				
現状・課題	市民が気軽に情報交換する場がありません。				
目的	人と人との知り合うきっかけや、地域を知ることができる場をつくり ます。				
推進内容	テーマを定めて誰でも参加できるような情報交換会などが定期的 に開催されるようにします。とみさと協働塾の修了者である、まち づくりのサポーターや市民活動団体などの主体的な取組を促進し ます。				
主な関連事業	2-(1)-⑥とみさと協働塾の開催				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→	→	→

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	④ 協働の担い手情報の充実と活用				
現状・課題	市民活動の充実・発展のため、それぞれの活動分野において専門知識や技術を有する人材を活用する仕組みが必要です。				
目的	協働のまちづくりに関する人材情報（市民活動団体、まちづくりのサポーターなど）を充実させ活用します。				
推進内容	市民活動団体の活動内容や専門知識、まちづくり活動に必要な知識などを持つ人材の一覧を作成し、市民活動サポートセンターにおけるコーディネートに活用するほか、情報を必要とする市民や市民活動団体などへ情報を提供します。 また、趣味の活動を主にしている団体や地域貢献活動をする企業の情報についても収集し活用できるようにします。				
主な関連事業	2-(1)-⑥とみさと協働塾の開催 3-(1)-①市民活動の実態及び意向調査				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	産業経済課・教育委員会(生涯学習課)・社会福祉協議会・商工会		
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	⑤市民活動感謝状贈呈制度の運用				
現状・課題	市民活動に対する感謝状贈呈制度について広く市民に周知し、制度の目的を達成できるような運用をする必要があります。				
目的	市民などが市民活動に関心を持ち、関わるきっかけとなるように制度を運用し市民活動を活性化します。				
推進内容	<p>次に掲げる視点に沿って制度を運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して行われている市民活動に感謝を伝える ・市民活動を支援する取組にも感謝を伝える ・市民が感謝したい市民活動（団体・個人）を推薦 ・協働のまちづくり推進委員会で候補者の選定審査（市民が審査） ・市民に身近な制度として贈呈式は市民活動フェスタで行う <p>継続的に市民活動をしている市民や団体などに感謝状を贈呈し、活動者の日頃の取組を広報などで市民に周知することで、活動者の意欲の向上につなげ、また、活動者の取組内容を知った市民が、市民活動を身近に感じるなど、関心を持ち、新たな担い手となるような制度として運用します。</p> <p>また、継続的に市民活動を支援している事業者にも感謝状を贈呈します。</p>				
主な関連事業	3-(1)-①市民活動の実態及び意向調査				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 担い手の発掘・育成の充実

事業名	⑥ とみさと協働塾の開催				
現状・課題	市民活動団体などは担い手不足に悩んでおり、また、個々の団体活動を活性化するためには、活動に必要な一般的なスキルを身に付けることが必要です。また、活動者などが地域課題を共有し地域資源の活用を考える機会が十分ではありません。				
目的	市民活動団体などが、継続して自立した活動が行えるようにします。また、これから活動を目指す人材の育成を行います。				
推進内容	<p>人材を発掘し、地域活動に必要な次に掲げるスキルなどを習得する人材を育成するため、次に掲げる視点の塾を開催します。座学だけでなく実践を取り入れて活動に結びつくような講座とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議運営（ファシリテーション、グループワーク） ・企画書作成 ・情報発信（広報、チラシ、IT活用） ・プレゼンテーション ・コミュニティビジネスの知識 <p>また、塾修了者であるまちづくりのサポーターの情報を市民活動サポートセンターに登録し、協働の担い手情報と共に活用します。まちづくりへの参加が期待される若い世代や事業者の参加を促すための工夫をします。</p>				
主な関連事業	2-(1)-④協働の担い手情報の充実と活用 3-(3)-①協働の担い手情報の充実と活用【再掲】				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市・市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	塾修了者が自主的に企画運営を行うようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 担い手支援の充実

(2) 担い手支援の充実

事業名	① 市民活動総合補償制度の運用				
現状・課題	市民活動中の事故等により、損害賠償や傷害等が発生した場合に保障制度がありません。				
目的	市民が安心して市民活動に参加できるようにします。				
推進内容	市民が安心して活動できるように市民活動保険を導入し、事故が発生した場合は、保険請求の手続を行います。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部署など	社会福祉協議会		
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

事業名	② (仮称) 地域活動ポイント(※)の検討				
現状・課題	市内の市民活動や地域活動を活性化させるような制度がありません。				
目的	ボランティア活動への意欲の向上を図ります。				
推進内容	活動している方にポイントを発給し、活動している方の励みになるような制度の仕組みについて検討します。				
主な関連事業					
対象者	市民				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など	高齢者福祉課・社会福祉協議会		
完了の目安	制度が創設され、運用されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	→	実施	→	→

(※) NPO等が創設運営している制度。たとえば、庭の手入れや病院の送迎、家事援助などの奉仕活動に携わった「時間」を銀行に預けるように貯蓄し、高齢になった時など必要なときに、蓄積した分を引き出して必要なサービスを受けられるというもの。

(1) 調査機能の充実

第3節 情報の提供・共有

(1) 調査機能の充実

事業名	① 市民活動の実態及び意向調査				
現状・課題	市内で活動する全ての市民活動団体や趣味の活動を主にしている団体の活動状況及び事業者の社会貢献活動を把握しきれていません。				
目的	地域に潜在する市民活動を行う団体を掘り起こし、団体がどのような活動をしていきたいのか、活動の意向についても調査します。団体情報を広く公開し活動の紹介を行い、また、市民活動団体などの情報を必要とする市民などに対し情報を提供していきます。				
推進内容	市内で活動する全ての団体・事業者を調査対象とし、現場に出て情報収集し、ホームページや広報、Facebookなどを活用し、情報を発信します。また、市役所の各部署で把握している団体情報についても庁内の連携体制をもって、調査します。集めた団体情報は、市民活動サポートセンターでのコーディネートや市民活動団体などに対し講座やイベント、各種補助金の情報を提供するために活用したり、市との事業連携などに活用したりします。また、団体情報の公開についても工夫します。収集した情報内容は定期的に確認し、更新していきます。人材のほか、空家・空店舗、耕作されていない農地などの物的情報と活用意向についても調査を拡充していきます。				
主な関連事業	2-(1)-④協働の担い手情報の充実と活用 2-(1)-⑤市民活動感謝状贈呈制度の運用 3-(2)-④市民活動団体などによる講座の検討				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市・市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	都市計画課・産業経済課・ 農業委員会		
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	① 活動事例の紹介				
現状・課題	協働による取組を身近なものにするよう、事例紹介の工夫が必要です。				
目的	協働の事例を市民にわかりやすく紹介し、協働を身近なものにします。				
推進内容	<p>市内の協働事例を紹介するとともに、活動のきっかけや、苦労したことなどの過程を明らかにすることにより、市民活動が身近になり、市民が共感できるような内容にします。また、これから活動を始めたい人が参考にできたり、既に活動している団体がステップアップできるような情報を提供します。情報はホームページ、Facebook や刊行物などを活用し公開します。</p> <p>事業の成果だけでなく、今後追加することでよりよい事業となる要素なども周知し、事業の広がりにつながるようにしていきます。</p> <p>事例の周知に当たっては、区・自治会などと連携して、より多くの市民に行き渡るように工夫します。</p>				
主な関連事業	<p>3-(2)-②協働PRリーフレットの作成 3-(2)-⑤協働専用情報発信ツールの運用 3-(2)-⑥市広報紙及びホームページの充実 4-(2)-①協働のまちづくりモデル事業の実施</p>				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	事例を参考に、協働が推進されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	② 協働PRリーフレットの作成				
現状・課題	協働を分かりやすく周知する冊子の配布方法・内容について工夫が必要です。				
目的	協働によるまちづくりについて、市全体に浸透を図ります。				
推進内容	協働について分かりやすく解説したリーフレットを作成し、紙媒体やホームページ、Facebookなどを活用し情報を発信します。リーフレットには、身の周りの協働事例も紹介し、協働を身近に感じる内容にします。				
主な関連事業	2-(1)-②協働のまちづくり講座の開催 2-(1)-⑥とみさと協働塾の開催				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市（市民活動団体と協働で）				
主たる部署	市民活動推進課 （市民活動サポートセンター）	関係部 署など			
完了の目安	市民などと市の間で協働が定着したときを完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	③ とみさとふれあい講座の拡充				
現状・課題	「とみさとふれあい講座（出前講座）」は、行政制度や市の取組情報を共有する機会であることから、更に活用されることが必要です。				
目的	市民の市政への参画を推進するためにも、市民が、各種制度や市の取組情報を得られるような講座としてメニューを充実させ、実施します。				
推進内容	毎年、メニューの見直しを行い、講座の充実を図ります。市民に対し、講座の周知に努めます。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市（地縁による団体・市民活動団体と協働で）				
主たる部署	秘書広報課	関係部署など			
完了の目安	市民などが講座を活用し、必要な情報の内容を容易に理解できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	④ 市民活動団体などによる講座の検討				
現状・課題	各種団体の取組事例などを市民などのニーズに応じて提供する制度がありません。				
目的	協働の取組事例や市民活動団体などの活動を分かりやすく説明し、市民の協働への理解を深めます。				
推進内容	市民活動の実態調査及び意向調査により、講師派遣可能な団体を把握し、市民などの知りたい内容に応じて講師を派遣し、市民が学んだことを実践できるような仕組みを検討します。				
主な関連事業	3-(1)-①市民活動の実態及び意向調査 2-(1)-②協働のまちづくり講座の開催				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	市民などが講座を活用し、必要な情報の内容を容易に理解できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	⑤ 協働専用情報発信ツールの運用				
現状・課題	誰もがいつでも協働の情報を発信・取得することができる環境が整っていません。				
目的	情報を発信・共有するための情報発信ツールを運用します。				
推進内容	<p>市民が協働についてのあらゆる情報を発信・取得できるよう Facebook などを活用し、双方向で情報を共有できるように工夫します。市民活動団体などの情報の共有・提供について YouTube やブログを活用する検討も行ないます。</p> <p>また、市民活動サポートセンターで収集した情報を定期的に情報紙として発行します。</p> <p>市ホームページとのリンクや紙媒体との連動などクロスメディアによる効果を活かせるような工夫をします。</p>				
主な関連事業	3-(2)-⑥市広報紙及びホームページの充実				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	市民など及び市が情報を共有できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	⑥ 市広報紙及びホームページの充実				
現状・課題	市民にとって分かりやすい情報の提供が求められています。				
目的	わかりやすく情報を編集するとともに、市民が活用・共有しやすい情報の提供をします。				
推進内容	市広報紙に定期的に協働に関する情報や団体情報を掲載し、ホームページには、富里市の協働の取り組みを分かりやすく掲載します。また、協働専用情報発信ツールへのリンクを貼り、身近に協働の情報を得られようにします。				
主な関連事業	3-(2)-⑤協働専用情報発信ツールの運用				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	市民など及び市が情報を共有できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	⑦ とみさと市民活動フェスタの開催				
現状・課題	市民活動団体などが日ごろの取組を発表する、市民活動フェスタの更なる周知が必要です。				
目的	団体の活動をより多くの市民に紹介、共有することにより市内の市民活動や市民活動団体などの活性化を図ります。また、団体同士の交流の場としても位置付けフェスタを実施します。				
推進内容	企画・運営を市民活動団体などと市の協働で行います。市民活動団体などの取組を市民に紹介し、市民活動への理解や関心を持っていただくとともに、団体同士がつながる機会をつくります。その機会の一つとして、フェスタに参加する団体同士の情報交換会を行います。また、子どものころから市民活動に関心を持ってもらうため、子ども達にイベントの一部を担ってもらうような企画も工夫していきます。より多くの市民に周知するため、ホームページやチラシづくりを工夫します。周知については、市広報紙、ホームページやFacebookのほか、地域の新聞社やケーブルテレビなどへ情報を提供し市内外に富里の資源である市民活動をPRします。				
主な関連事業	3-(3)-③社会福祉協議会などとの連携				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市・市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	教育委員会(生涯学習課)・社会福祉協議会		
完了の目安	協働事例が共有され、実践されるようになったときを完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	⑧ 地域フォーラムの開催				
現状・課題	地域の課題・困りごとについて市民などが話し合える場が十分ではありません。地域の話合いの場であり、より多くの地域住民の参加が必要のため、周知に工夫が必要です。				
目的	地域の課題・困りごとを地域住民同士で共有し、地域連携や課題の解決に向けた話し合いのきっかけをつくります。				
推進内容	地域の課題・困りごとについて市民などが話し合える意見交換会を開催します。話し合った方向性を形にできるよう、地域との関わりを持ちながらフォローアップをします。				
主な関連事業	1-(3)-①地域づくり協議会などの地域ネットワークの促進				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	地域連携の仕組みができるなど、課題解決に向けた取り組みが行われるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(3) ネットワーク支援の充実

(3) ネットワーク支援の充実

事業名	① 協働の担い手情報の充実と活用 【再掲】				
現状・課題	市民活動の充実・発展のため、それぞれの活動分野において専門知識や技術を有する人材を活用する仕組みが必要です。				
目的	協働のまちづくりに関する人材情報（市民活動団体、まちづくりのサポーターなど）を充実させ活用します。				
推進内容	市民活動団体の活動内容や専門知識、まちづくり活動に必要な知識などを持つ人材の一覧を作成し、市民活動サポートセンターにおけるコーディネートに活用するほか、情報を必要とする市民や市民活動団体などへ情報提供します。 また、趣味の活動を主にしている団体や地域貢献活動をする企業の情報についても収集し活用できるようにします。				
主な関連事業	2-(1)-⑥とみさと協働塾の開催 3-(1)-①市民活動の実態及び意向調査				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	教育委員会（生涯学習課）・産業経済課・商工会・社会福祉協議会		
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(3) ネットワーク支援の充実

事業名	② とみさとの情報コーナーの多様化				
現状・課題	市民活動などの情報を収集や交換する場所が充実していません。				
目的	情報を共有するための媒体の一つとして充実を図ります。				
推進内容	市の広報紙のほか、各種団体の広報などの情報を一括して収集し、発信できるコーナーを市民活動サポートセンター内に創設します。また、情報発信の場を設置してもらえるよう、商工会やJA及び多くの市民が出入りするコンビニやスーパー、産直センターなどへ協力を要請します。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など			
完了の目安	多様な形でコーナーが設置できるようになったら完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(3) ネットワーク支援の充実

事業名	③ 社会福祉協議会などとの連携				
現状・課題	市民活動やボランティア活動に関する情報を共有する仕組みや、まちづくりに関する人材情報の共有をし、協働施策を連携して取り組むことが必要です。				
目的	市民活動に関して情報交換する場を設けます。				
推進内容	社会福祉協議会や生涯学習担当課などとの連携を図り、ボランティアセンター登録団体、個人ボランティア情報、各種ボランティア支援情報、生涯学習アシスト制度登録者などの情報を共有する場を設けます。また、協働のまちづくり講座や市民活動フェスタなど各種協働推進施策を連携して行います。				
主な関連事業	2-(1)-②協働のまちづくり講座の開催 3-(2)-⑦とみさと市民活動フェスタの開催				
対象者	市民・市民活動団体				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課 (市民活動サポートセンター)	関係部 署など	教育委員会(生涯学習課)・社会福祉協議会		
完了の目安	情報交換及び事業の連携が円滑に行われたときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 市政への参画の仕組みづくり

第4節 市政への参画

(1) 市政への参画の仕組みづくり

事業名	①パブリックコメント制度の周知				
現状・課題	市の基本的な計画などの策定についてパブリックコメントを実施し、市民から意見募集を行っていますが、意見数が少ない状況です。				
目的	市民の市政に対する参画機会の一つとして制度の活用を促進します。				
推進内容	ホームページなどで周知方法を工夫します。また、制度を有効に機能させるため、分かりやすく情報を提供するとともに提出方法を工夫し、意見を提出しやすい環境を整えます。				
主な関連事業	3-(2)-⑥市広報紙及びホームページの充実				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	企画課	関係部署など			
完了の目安	パブリックコメント制度が市民に理解されたときを完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 市政への参画の仕組みづくり

事業名	②市民提案機会の拡充				
現状・課題	「市長への手紙」「まちづくりふれあいミーティング」など、市民と市で共にまちづくりを考える場を活性化する必要があります。				
目的	市政への参画機会を充実させます。				
推進内容	市政への提案や意見への内容を市民と市が共有し、共にまちづくりを考える仕組みを充実させます。「市長への手紙」を知っていただく工夫を行い、より市民が参加しやすい「まちづくりふれあいミーティング」の実施方法を検討します。 市民の意見を収集するために市民の集まる場へ出向くなど、広く市民の声を聴く機会の創設を目指します。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
主たる部署	秘書広報課	関係部署など			
完了の目安	市民参画の機会が増え、市民と市で共にまちづくりを考える体制が整ったら、完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→	→	→

(1) 市政への参画の仕組みづくり

事業名	③ 審議会などへの公募委員による市民参画の推進				
現状・課題	審議会などでは、公募委員として、多様な市民の参加が必要です。				
目的	市政に市民の視点からの意見を反映させ、市政への参画機会を増やします。				
推進内容	公募についての情報を周知し、「審議会等の委員の公募に関する規則」や「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の適正な運用を図るとともに、多様な市民の参加を促せる仕組みづくりに努め、公募委員による市民参画を推進します。				
主な関連事業					
対象者	市民				
実施主体	市				
主たる部署	企画課	関係部署など			
完了の目安	可能な限り、全ての審議会などに公募委員が選任されたときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 市政への参画の仕組みづくり

事業名	④ 市政への参画機会の拡充				
現状・課題	市民の意見を市政に反映させる多様な機会が必要です。				
目的	市民の市政への参画機会を多様化します。				
推進内容	市政に市民などが参画できる機会としてのパブリックコメント制度の充実を図るとともに、新たな機会の創出に努め、広く意見を聴き、それらを反映しながら計画づくりや施策などを進めていきます。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
主たる部署	企画課	関係部署など			
完了の目安	市民が市政に積極的に参画できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 協働による事業の推進

(2) 協働による事業の推進

事業名	①協働のまちづくりモデル事業の実施				
現状・課題	協働のまちづくりを活かした行政施策がイメージできません。				
目的	市民活動団体などと市が行う具体的な事業により協働を推進します。				
推進内容	市民活動団体、事業者などと市で行う既存の協働事業の中から、モデル事業を選定し、市と市民活動団体などそれぞれが担う役割と事業の効果などをまとめ、職員の協働事業に対する意識を向上させるために活用し、より良い事業実施に向けた意見交換の機会を設けます。更に、事業者の持つスキルをまちづくりに活かせるような場づくりを検討します。 そして新たに、行政提案型の協働事業を検討するとともに、協働により効果が見込める可能性の事業について市民などと市が協議する機会を設ける検討をします。また、協議後の事業化を目指します。				
主な関連事業	3-(2)-①活動事例の紹介				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	協働による事業が円滑に進んだときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	検討	実施	→	→	→

(2) 協働による事業の推進

事業名	② 市民活動支援補助金の充実 【再掲】				
現状・課題	市民活動を行うためには、資金の確保が課題となります。				
目的	市民や様々な主体が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。				
推進内容	<p>市民や様々な主体が取り組む市民活動を活性化させるため、公募型の市民活動支援補助金により財政的援助を行います。公開プレゼンテーションによる審査方式とすることによる事業のPRの機会や、補助金採択事業となった場合の活動の信頼性などの効果も得られます。</p> <p>市民活動支援補助金の財源として、ふるさと応援寄附金を活用し、次の視点から充実を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の立上げ支援 ・市内で行われる市民活動の支援 ・団体が連携（コラボレーション）して実施する市民活動の支援 				
主な関連事業	1-(2)-②市民活動支援基金の検討				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体、事業者				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	市民活動団体などが自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	見直し・実施	→	→	見直し・実施

(1) 市内協働推進体制の整備

第5節 市の推進体制

(1) 市内協働推進体制の整備

事業名	① 協働のまちづくりを推進する課の充実 【再掲】				
現状・課題	協働のまちづくりを推進する課として平成23年度に市民活動推進課が設置されましたが、市役所組織全体として協働への取り組みの広がりが十分とは言えません。				
目的	市役所内で、協働によるまちづくりをあらゆる分野で総合的かつ効果的に推進する体制を整えます。				
推進内容	市民活動推進課が中心となり、富里市協働のまちづくり推進本部の機能の充実を図り、市内における情報の共有及び連携並びに協力体制の確保などを行い、市内協働推進員と連携して、協働によるまちづくりを円滑に進めます。				
主な関連事業	5-(2)-①職員研修の実施				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
主たる部署	市民活動推進課	関係部署など			
完了の目安	市民などと市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(1) 庁内協働推進体制の整備

事業名	②市政への参画機会の拡充 【再掲】				
現状・課題	市民の意見を市政に反映させる多様な機会が必要です。				
目的	市民の市政への参画機会を多様化します。				
推進内容	市政に市民などが参画できる機会としてのパブリックコメント制度の充実を図るとともに、新たな機会の創出に努め、広く意見を聴き、それらを反映しながら計画づくりや施策などを進めていきます。				
主な関連事業					
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
主たる部署	企画課	関係部署など			
完了の目安	市民が市政に積極的に参画できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

(2) 市職員の協働意識の向上

(2) 市職員の協働意識の向上

事業名	①職員研修の実施				
現状・課題	協働のまちづくりの趣旨が市職員に浸透してきましたが、更に職員の意識の向上を図ることが必要です。				
目的	職員研修を充実することにより、意識の向上を図ります。				
推進内容	職員の内部研修に、引き続き「協働のまちづくり」の項目を加え、各施策に協働の視点を取り込めるよう知識から実践につながるような研修を行い、市職員の協働に関する意識の醸成に努めます。				
主な関連事業	1-(1)-①協働のまちづくりを推進する課の充実 5-(1)-①協働のまちづくりを推進する課の充実【再掲】				
対象者	市				
実施主体	市				
主たる部署	総務課	関係部署など			
完了の目安	継続				
年次計画	H28	H29	H30	H31	H32
	実施	→	→	→	→

《参 考》

年次計画一覧

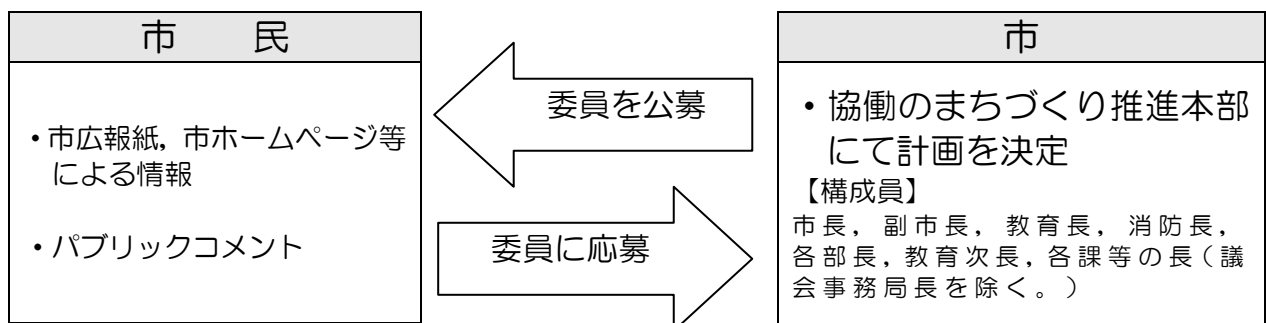
番 号	事 業 名	年 次 計 画				
		H28	H29	H30	H31	H32
1-(1)-①	協働のまちづくりを推進する課の充実	実施	→	→	→	→
1-(1)-②	市民活動サポートセンター機能の充実	実施	→	→	→	→
1-(1)-③	まちづくりコーディネーターの育成及び充実	実施	→	→	→	→
1-(2)-①	市民活動支援補助金の充実	実施	見直し ・実施	→	→	見直し ・実施
1-(2)-②	市民活動支援基金の検討	実施	→	→	→	→
		仕組検討	→	実施	→	→
1-(3)-①	地域づくり協議会などの地域ネットワークの促進	実施	→	→	→	→
		仕組検討	→	実施	→	→
2-(1)-②	協働のまちづくり講座の開催	実施	→	→	→	→
2-(1)-③	情報交換の場づくり	検討	実施	→	→	→
2-(1)-④	協働の担い手情報の充実と活用	実施	→	→	→	→
2-(1)-⑤	市民活動感謝状贈呈制度の運用	実施	→	→	→	→
2-(1)-⑥	とみさと協働塾の開催	実施	→	→	→	→
2-(2)-①	市民活動総合補償制度の運用	実施	→	→	→	→
2-(2)-②	(仮称)地域活動ポイントの検討	検討	→	実施	→	→
3-(1)-①	市民活動の実態及び意向調査	実施	→	→	→	→
3-(2)-①	活動事例の紹介	実施	→	→	→	→
3-(2)-②	協働PRリーフレットの作成	実施	→	→	→	→
3-(2)-③	とみさとふれあい講座の拡充	実施	→	→	→	→
3-(2)-④	市民活動団体などによる講座の検討	検討	実施	→	→	→
3-(2)-⑤	協働専用情報発信ツールの運用	実施	→	→	→	→
3-(2)-⑥	市広報紙及びホームページの充実	実施	→	→	→	→
3-(2)-⑦	とみさと市民活動フェスタの開催	実施	→	→	→	→
3-(2)-⑧	地域フォーラムの開催	実施	→	→	→	→
3-(3)-②	とみさとの情報コーナーの多様化	実施	→	→	→	→
3-(3)-③	社会福祉協議会などとの連携	実施	→	→	→	→
4-(1)-①	パブリックコメント制度の周知	実施	→	→	→	→
4-(1)-②	市民提案機会の拡充	検討	実施	→	→	→
4-(1)-③	審議会などへの公募委員による市民参画の推進	実施	→	→	→	→
4-(1)-④	市政への参画機会の拡充	実施	→	→	→	→
4-(2)-①	協働のまちづくりモデル事業の実施	検討	実施	→	→	→
5-(2)-①	職員研修の実施	実施	→	→	→	→

※ 再掲の事業については記載していません。

※ 計画期間内に事業が実施又は一部実施されるものについては、 で塗りつぶしています。

計画策定体制

協働のまちづくり推進計画検討委員会	
・推進計画の案を検討し、その結果を市長に提出 (敬称略)	
公募による市民	有識者
おがわ みちお 小川 道雄 副委員長 こいで まさし 小出 正史 つちや ゆうすけ 土屋 裕介 くさの たかえ 草野 孝江 さとう きょうこ 佐藤 恭子	委員長 ひさの なおえ 久野 直衛 (協働のまちづくり条例・推進計画検討委員会委員長) たかさわ ただひこ 高澤 忠彦 (協働のまちづくり条例・推進計画検討委員会副委員長)
地域コミュニティ関係者	協働のまちづくり推進委員
いしかわ まさえ 石川 政江 (富里市ボランティア連絡協議会) かわしま みつえ 川嶋 美津江 (富里市商工会) しのはら よしゆき 篠原 義行 (富里市区長会) あいかわ ひろこ 相川 弘子 (農業関係団体)	くわおか みよこ ささきしゅんこ 桑岡 美代子 佐々木 順子 やまもと もりあつ 山本 守篤 市職員 なかがわ ゆきお 中川 幸雄 (総務部) ふじた あけみ 藤田 明美 (健康福祉部) か せ としや 加瀬 敏也 (市民経済環境部) たかしま ひろあき 高嶋 宏明 (都市建設部) なかつ よしたか 中津 義孝 (教育委員会)
その他市長が必要と認める者	
おぬま あやこ 小沼 綾子 (富里市社会福祉協議会)	



検討経過

会 議	会 議 内 容
第 1 回 (5月 21 日) ア	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長, 副委員長選出 ・会議の公開と会議録等について ・検討内容及びスケジュール(案)について ・協働のまちづくりについて講義 ・推進計画の取組みに係る進捗状況 ・市の取組みに対する今後に向けたアドバイス
第 2 回 (7月 7 日) ア	協働のまちづくり推進計画について見直しの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・前期実行計画の進捗状況 ・今後の計画の視点について
第 3 回 (9月 29 日) ア	協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) <ul style="list-style-type: none"> ・前期実行計画事業の今後の方向性について(継続・拡充・廃止の検討)
第 4 回 (10月 29 日) ア	協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) <ul style="list-style-type: none"> ・後期実行計画事業の検討
第 5 回 (11月 24 日) ア	協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) <ul style="list-style-type: none"> ・後期実行計画事業と実施時期の検討
第 6 回 (12月 18 日) ア	協働のまちづくり推進計画について(全体協議) <ul style="list-style-type: none"> ・後期実行計画内容の検討
第 7 回 (1月 14 日) ア	協働のまちづくり推進計画について(全体協議) <ul style="list-style-type: none"> ・後期実行計画内容の検討
第 8 回 (3月 10 日)	協働のまちづくり推進計画について(全体協議) <ul style="list-style-type: none"> ・後期実行計画内容の確認

※アは, アドバイザー

富里市 市民経済環境部 市民活動推進課

(平成28年3月●●日決定)

address : 〒286-0292 富里市七栄652番地1

tel : 0476-93-1117 fax : 0476-93-9954

e-mail : shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp

URL : <http://www.city.tomisato.lg.jp>